

射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

国や県の動向、射水市高齢者の状況等を的確に把握し、射水市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

社会状況や射水市本市の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い意見の取り入れなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、策定業務を委託することとし、本プロポーザルに参加する事業者から優れた提案を募集する。選定の手続きについて必要な要件を定める。

2 業務委託内容

(1) 業務名

射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務の内容

「射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 見積金額の限度額

見積金額の上限額は、金6,648,900円(消費税及び地方消費税含む。)とする。

ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。

令和7年度 2,748,900円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度 3,900,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 見積金額の上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであるが、この金額を超えて提案した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

(1) 射水市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団またはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

- (5) 過去6年間(平成31年4月1日以降)において、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定実績があること。
- (6) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録されていること。
- (7) 本業務の従事者に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に精通し、計画策定支援業務に豊富な経験を有する者が従事すること。
- (8) 打合せ等が必要なときに迅速に対応ができること。

4 参加方法等

(1) 提出書類

提出書類は次の表のとおり。

	提出書類	部数	注意事項
①	届出書	1部	指定様式による(様式2) ※代表者印を押印すること
②	業務経歴書	8部	指定様式による(様式3、任意様式でも可)
③	実施体制調書	8部	指定様式による(様式4)
④	企画提案書	8部	業務内容全般に関する企画、提案(任意様式)
⑤	業務工程表	8部	業務実施にあたっての工程(任意様式)
⑥	見積書	1部	任意様式(積算内訳も提出) ※消費税及び地方消費税を含めること(10%) ※業務概要の項目毎に記載すること ※見積書

(2) 選考スケジュール及び提出期限

手 順	日 程
実施要領等の公表(公募開始)	令和7年9月17日(水)
質疑書の提出	令和7年9月17日(水)～令和7年9月24日(水)正午まで ※提出は電子メールによるものとする。 送信後、介護保険課に確認の電話をすること。
質疑書の回答	令和7年9月25日(木) ※回答はホームページで行う。質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。 (なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もある。)
参加表明書の提出	令和7年9月29日(月)～令和7年10月3日(金)午後5時まで ※提出は電子メールによるものとする。送信後、介護保険課に確認の電話をすること。 ※参加者にはプレゼンテーション開催の詳細を送付する。
企画提案書等の提出	令和7年10月6日(月)～令和7年10月14日(火)正午必着
審査(書面 or プロポーザル)	令和7年10月20日(月)
選定結果の通知	令和7年10月下旬頃(予定)に電子メールで通知する。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

射水市福祉保健部介護保険課

所在地：〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

電話：0766-51-6627

F A X：0766-51-6666

メール：kaigo@city.imizu.lg.jp

5 提出書類の作成要領

(1) 企画提案書

本業務仕様書の内容を踏まえたうえで、計画策定支援業務(令和7年度業務及び令和8年度業務)について、以下の内容に留意し記載すること。

ただし、厚労省「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に従うことを前提とした提案とすること。そのため、国の状況によって変更を求める場合がある。

① 規格

(ア) A4版縦で横書き、任意様式とする。(A3版による折込頁の挿入は可とする。)

(イ) 文字の大きさなど見やすさに留意すること。

② 構成

要点を簡潔にまとめて作成すること。以下の項目については必ず記載すること。

(ア) 第10期介護保険事業計画の基本的な考え方

(イ) 業務実施方針

(ウ) 策定作業の項目及び内容についての具体的説明

(エ) 業務実施体制(本業務を主に担当する者のアピール文含む)

(オ) 作業工程スケジュールと本市との役割分担

(カ) 情報セキュリティ体制

(キ) その他独自提案等

(2) 契約実績書

① 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の契約実績

以下、過去6年以内(令和元年度以降)に業務締結した契約実績をすべて記載すること。

② その他類似業務(福祉関連等)の各種個別計画策定業務の契約実績

(3) 業務実施体制調書

本業務を受託した場合の業務実施体制を記載すること。保有資格、過去5年以内に従事した業務及び手持ち業務について記載すること。

(4) 見積書

見積書は、令和7年度業務と令和8年度業務の2種類を作成すること。受託業者決定後、業務提案内容に基づいた参考見積もりによる協議を想定している。この協議により、業務内容の変更、業務量の増減等に伴い、改めて見積書の提出を依頼する場合がある。以下の内容に留意して作成すること。

① A4版、任意様式で作成すること。

② 業務内訳書を記載すること。

6 審査方法等

(1) 審査方法

「射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、その内容と見積書を総合的に評価する「射水市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務評価基準」に基づいて審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行う。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、提案者全員にすみやかに通知する。審査内容の詳細については非公表とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて協議を行う。協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を交渉権者とする。

7 その他

(1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、射水市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、射水市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 提出された書類は一切返却しない。

(6) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。

(7) 次の各号に該当した場合、提案は無効とする。

(ア) 受託候補者の選定時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき

(イ) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき

(ウ) 提案に関して談合等の不正行為があったとき

(エ) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又は、なした者が提案したとき

(オ) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき

(カ) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

(8) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。